

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 1 8 日

日本行政書士会連合会 会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

在留手続の手数料改定に係る周知について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 7 号）が本年 4 月 1 日に施行されることに伴い、下記のとおり在留諸申請に係る手数料の額が一部改定されるとともに、当該申請が在留申請オンラインシステムにより行われた場合の手数料の額が定められることとなります。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

本件について、御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

#### 記

- 1 在留資格の変更の許可及び在留期間の更新の許可に係る手数料  
現行の 4, 0 0 0 円を 6, 0 0 0 円 に改定する。なお、当該申請が 在留申請オンラインシステム で行われた場合は 5, 5 0 0 円 とする。
- 2 永住許可に係る手数料  
現行の 8, 0 0 0 円を 1 0, 0 0 0 円 に改定する。
- 3 再入国（数次再入国を除く）の許可に係る手数料  
現行の 3, 0 0 0 円を 4, 0 0 0 円 に改定する。なお、当該申請が 在留申請オンラインシステム で行われた場合は 3, 5 0 0 円 とする。
- 4 数次再入国の許可に係る手数料  
現行の 6, 0 0 0 円を 7, 0 0 0 円 に改定する。なお、当該申請が 在留申請オンラインシステム で行われた場合は 6, 5 0 0 円 とする。
- 5 就労資格証明書の交付に係る手数料  
現行の 1, 2 0 0 円を 2, 0 0 0 円 に改定する。なお、当該申請が 在留申請オンラインシステム で行われた場合は 1, 6 0 0 円 とする。